

## 大津市公共施設総合管理計画改訂支援業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、大津市公共施設総合管理計画改訂支援業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

(1) 業務名 大津市公共施設総合管理計画改訂支援業務

(2) 業務内容

業務は次に掲げる内容とする。なお、詳細は別紙「大津市公共施設総合管理計画改訂支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ア 改訂方針の検討

イ 市の現状と課題の整理

ウ コストシミュレーション

エ （仮称）大津市公共施設総合管理計画（改訂版）の素案及び案の作成

オ 施設概要書の作成支援

カ その他業務

(3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 予算額

委託料の上限は3,804,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

### 4 実施形式 公募型

### 5 スケジュール

令和8年4月27日（月） 公募開始

令和8年5月13日（水） 質疑受付締切り

令和8年5月15日（金） 質疑に対する回答（予定）

令和8年5月27日（水） 企画提案書等の提出締切り（午後5時00分まで）

令和8年6月3日（水） プレゼンテーション審査

### 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
  - (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 7 質疑・応答

### (1) 提出方法

別添の質問書（様式4）に記載し、メール件名に「プロポーザル質問\_送信年月日（西暦月日の8桁）\_会社名」を入力し、質問書を添付して電子メールで提出すること。

※ 必ず電話等で送信した旨伝えること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

### (2) 期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで

### (3) 提出先

大津市総務部行政改革推進課公共施設マネジメント係

電話 077-528-2708

メール [otsu1227@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1227@city.otsu.lg.jp)

### (4) 回答方法

大津市ホームページにて掲載予定

## 8 参加申込の手続

### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭

和40年規則第35号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- |   |         |
|---|---------|
| ア 参加申込書(様式1)                                    | 1部      |
| イ 企画提案書(様式は問わない)                                | 正1部 副7部 |
| ウ 誓約書(様式2)                                      | 1部      |
| エ 業務受託実績一覧表(様式3)                                | 正1部 副7部 |
| オ 価格見積書(消費税及び地方消費税込とする。様式は問わないが、内訳については記載すること。) | 1部      |

※なお、大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次の書類も併せて提出すること。

- |   |    |
|---|----|
| カ 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。))の完納証明書及び直近年度の消費税の納税証明書(写し可)(滞納がないことを確認できるもの)(法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証する書面) | 1部 |
| キ 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)又は身分証明書の写し  | 1部 |

## (2) 提出期間及び時間

令和8年4月27日(月)から同年5月27日(水)午後5時まで。ただし、大津市の休日定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日は除く。

## (3) 提出方法

行政改革推進課宛てに企画提案書等を持参又は郵送により提出することとし、提出期間に必着とする。持参の場合は、上記期間中の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## (4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号(大津市役所別館2階)  
大津市総務部行政改革推進課公共施設マネジメント係

## 9 企画提案書作成方法

別紙の仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。ただし、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

### (1) 企画提案書の内容

- |  |
|--|
| ア 本市の特徴及び総合管理計画等に関する取組(国の動向についても記載すること)                                  |
| イ 業務の実施内容  |
| ウ (仮称)大津市公共施設総合管理計画(改訂版)の構成イメージ  |
| エ 本業務のスケジュール   |
| オ 提案者の業務実施体制(総括責任者、管理技術者等の担当者の役職は自由とする。ただし、その中から本業務の主担当と副担当を1名ずつ明示すること。) |

カ 主担当、副担当及び提案者の業務実績（公共施設等総合管理計画に関する業務及び公共施設マネジメント等の計画に関する業務（個別施設計画、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程、総合計画、都市計画マスタープラン等に関する業務も可とする。）を記載すること。また、主担当及び副担当の実績については、提案者以外の会社での実績も記載してよい。）

キ 市と提案者との役割分担

(2) 記載要領及び留意点

ア 表紙に「大津市公共施設総合管理計画改訂支援業務」と記載すること。

イ A4 版、両面印刷、長辺左綴じとすること

ウ 提出部数は、8 部（正本 1 部、副本 7 部）とする。ただし、正本 1 部にのみ余白に会社名等を記載し、副本については、事業者が特定できる事項（商号又はロゴマーク、代表者氏名など）を一切記載しない（又は黒塗する）こと。

エ ページ数の制限は設けない。

1 0 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市公共施設総合管理計画改訂支援業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日

令和 8 年 6 月 3 日（水）

イ 提案時間

20 分以内（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

ウ 質疑応答

15 分以内

エ 参加人数

3 人以内（担当者及び責任者は必ず出席してください。）

※ 時間、場所等は別途、通知する。

※ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による項数の変更及び構成の変更は妨げない。

※ プレゼンテーション審査においては、提案事業者を匿名にして審査を行うため、パワーポイントのスライドや配布物には、事業者の商号又は名称、代表者や担当者の氏名等、事業者が特定される情報を記載しないこと。記載されている場合は、該当部分を黒塗りにするなどの処理を行うこと。

(2) 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。審査においては各審査員が 100 点満点で採点する。

ア 提案内容評価

(ア) 本業務を実施するに当たっての取組方針 【15点】

本業務及び国の通知する内容を理解した上で、改訂に向けての考え方や方針について示されているか

(イ) 現状・課題への理解度 【10点】

本市の特徴や、本市を取り巻く環境の変化等を把握しているか  
本市の総合管理計画の取組を理解しているか

(ウ) 業務の妥当性及び実効性 【20点】

提案内容は本業務の内容に沿ったものになっているか

提案内容は具体化されており、かつ、実効性のあるものになっているか

(仮称) 津市公共施設等総合管理計画(改訂版)の構成イメージは十分に検討されているか

(エ) 独自性 【5点】

その他仕様書に定めのない独自の有効な提案があるか

(オ) スケジュール 【10点】

詳細に検討されているか

無理がないか、又は余裕があるか

イ 組織評価

(ア) 実績及び経験等(主担当、副担当) 【15点】

主担当、副担当は公共施設等総合管理計画の改訂及び策定に関する実績があるか  
主担当、副担当は公共施設マネジメント等の計画に関する実績があるか

※ 主担当及び副担当の実績及び経験等については、提案者以外の会社の実績及び経験等も加点する。

(イ) 業務実施体制 【5点】

担当者の数は適切か

実施体制(業務分担)の配置は適切か

業務分担に対する担当者の経験、スキル等は適切か

ウ プレゼンテーション評価

(ア) 企画提案書及び説得力 【5点】

企画提案書は体裁、図表、配色等に配慮され見やすく、誤字脱字が少ないか  
提案書及び説明に説得力があり、質問に対する的確な応答ができているか

(イ) 取組姿勢 【10点】

本業務に当たり積極的な姿勢か

本市に協力する姿勢があるか

エ 価格評価

(ア) 価格評価 【5点】

基準 (%)	点数
100%	5
100%超 110%以下	4
110%超 120%以下	3
120%超 130%以下	2
130%超	1

$$\text{基準(\%)} = \frac{\text{提案者の価格}}{\text{提案者の中で最も低い価格}} \times 100$$

## 1 1 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年6月8日(月) 予定

## 1 2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

## 1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

## 1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 1 5 その他

- (1) 言語及び通貨単位  
 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 1 6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部行政改革推進課 担当：高田、齊藤

電話 077-528-2708

メール [otsu1227@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1227@city.otsu.lg.jp)